

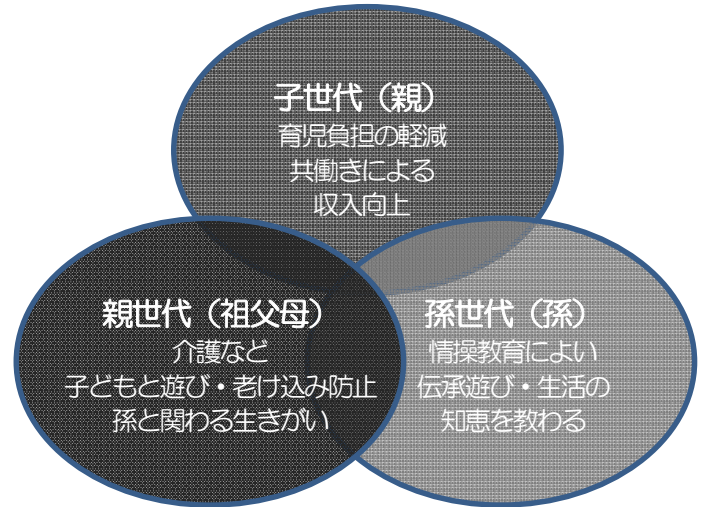
＜三世代同居推進事業＞

砺波市では“地域性”を生かしながら豊かな持続力ある社会づくりや、次世代への文化等の継承を図るため、家庭内での子育てや高齢者介護など、世代間で支え合う機能が期待される「三世代同居の推進」を本市の人口対策事業として、積極的に取り組んでいます。


この事業の「三世代同居」とは…

三世代以上が同一敷地内または隣接する敷地に居住している状態
ただし、下記事業のうち1、2、5、6、7は、近居【三世代以上が同一の自治振興会の区域内（庄東小学校及び庄川小学校の通学区域にあつては、それぞれの通学区域内）または市内で直線距離500メートルの範囲内に居住している状態】を含むものとしています。

※ 下記事業のうち8、9については、居住要件はありません。



事業名 担当部署	補助内容	要件	補助対象等
1 三世代子育て 応援給付金 給付事業 (となみっ子 にっこり子育て プロジェクト) こども課	最大10万円 ・子ども1人につき1回限り 入所(入園)時点からさかのぼって 3年以上条件を満たす 10万円 2年以上3年未満条件を満たす 6万円 1年以上2年未満条件を満たす 2万円	同居・ 近居	生まれてから保育所等を利用(広域入所を含む)していない子どもをもつ保護者 子どもが、満3歳(4月1日時点)までの期間に次の条件を満たす ①三世代同居をしている ②砺波市に住所を有する(三世代同居の定義に準じた住所)
2 となみっ子 子宝券 こども課	クーポン配付(市内のみ使用可能) 第1・2子/1万円分 第3子以降/3万円分 ・対象サービスは絵本の購入や予防接種等	同居・ 近居	次の条件の子どもをもつ保護者 ①三世代同居をしている ②3歳未満
3 高齢者ちよつとねぎらい事業 社会福祉課	1万円(上限) ・宿泊・飲食料金(各種税含む)が対象 ・利用額が1万円に満たない場合は実費額 ・市内宿泊施設の利用に限る 砺波市ホテル旅館組合加盟施設 庄川峡観光協同組合加盟施設	同居	次の条件の方 ①三世代同居をしている ②満75歳以上で5歳毎の節目年齢を迎える ・節目は75歳、80歳、85歳…と5歳刻みとする ・要介護認定4・5の方は対象外とする ・年度内に対象となる方は、誕生日前でも申請・利用ができる ※社会福祉課へ事前申請が必要です。
4 介護者もちよつと一息事業 高齢介護課	介護保険制度のショートステイ(短期入所生活介護)の自己負担額 を助成する ・滞在費、食費、日常生活費を除く ・1回の利用につき2泊3日以内(年間最大6回まで)	同居	次の条件の方 ①三世代同居をしている ②要介護認定4以上で65歳以上の在宅高齢者 ③ショートステイは次の施設を利用すること(いずれも市内に限る) 介護老人福祉施設、介護老人保健施設 介護療養型医療施設

	事業名 担当部署	補助内容	要件	補助対象等
5	三世帯同居・近 居住宅支援事 業 都市整備課	三世帯同居 対象工事の1/10（上限20万円） 三世帯近居 対象工事の1/20（上限10万円） ※補助金交付後、三世帯同居・近居を 3年以上継続すること 	同居・近居	住宅の新築工事（建売住宅又は中古住宅の購入を含む） 既存住宅の増改築工事（リフォーム含む） どちらかの工事で①～⑧の条件を満たすもの ①工事完了後、三世帯同居・近居である ②三世帯家庭のいずれかが所有する住宅 ③平成27年4月1日以降に工事契約を締結 （三世帯近居の場合は平成29年4月1日以 降に工事契約を締結したもの） ④対象工事が50万円（税込）以上の工事 ⑤三世帯家庭の全員および対象住宅が、過去に この補助金の交付を受けていない ⑥三世帯家庭に属する者、またはその者が代表 となる法人が施工する工事を除く ⑦定住促進空き家利活用補助金の交付を受け た者を除く ⑧木造住宅耐震改修支援事業費補助金等住宅 支援に係る他の補助金の交付を受けた工事 を除く
6	定住促進空き 家利活用補助 金 企画調整課	三世帯同居 改修等経費の3/4（上限200万円） 三世帯近居 改修等経費の3/4（上限100万円） ※三世帯同居対象外でも、改修等経費の 1/2（上限50万円）まで補助が 受けられる	同居・近居	三世帯同居・近居するために実施する改修等経 費（①～⑤の条件を満たすもの） ①工事完了後、三世帯同居・近居である ②空き家情報バンクを利用して購入した住宅 ③10年以上居住する意思がある ④申請者および対象住宅のいずれもが、過去に この補助金の交付を受けていない ⑤「三世帯同居・近居住宅支援事業」の交付を 受ける者を除く
7	移住・定住 引越し支援事業 企画調整課	引越し経費 1/2 県外からの転入 （上限 同居50千円 近居25千円） 市外からの転入 （上限 同居20千円 近居10千円） 市内における転居 （上限 同居10千円 近居 5千円） ※補助金交付後、三世帯同居・近居を3 年以上継続すること	同居・近居	転入または転居により新たに三世帯同居・近居に なるための引越し経費（①～③の条件を満たす もの） ①引越し後、三世帯同居・近居である ②引越しを運送業者に依頼する ③三世帯家庭の全員が過去にこの補助金の交 付を受けていない

	事業名 担当部署	補助内容	要件	補助対象等
8	孫とお出かけ 支援事業 企画調整課	入館料等無料 合計59施設 砺波市を含む県内13市町村との連携事業 （砺波市6施設、富山市14施設、小矢部市2施設、南砺市13施設、射水市2施設、高岡市10施設、氷見市3施設、滑川市2施設、魚津市2施設、黒部市5施設） 【砺波市対象施設】 チューリップ四季彩館、砺波市美術館、庄川美術館、庄川水資料館、となみ散居村ミュージアム（民具館）、出町子供歌舞伎曳山会館	なし	同居の有無にかかわらず、砺波市、富山市、小矢部市、南砺市、射水市、高岡市、氷見市、滑川市、魚津市、黒部市、舟橋村、上市町または立山町に居住する祖父母と、孫（居住地・年齢を問わない）が一緒に施設を訪れたとき ※各施設の営業日にご注意ください ※チューリップ四季彩館、砺波市美術館は、チューリップフェア期間を除く
9	三世代交流ふれあい事業 生涯学習・スポーツ課	補助対象経費の10/10 （1事業当たり上限2万円）	なし	市内の自治会や各種団体が、昔ながらの遊びや郷土料理などの伝承、スポーツ・レクリエーションなどを通して三世代交流を推進する事業に要する経費